

インターネットからでも募金できます！

募金はこちらから！

インターネット募金専用ページ

三重県に寄付ができる専用ページを設けています。右のQRコードを読み取っていただくと、専用ページにつながり、募金先を県内29市町から指定することができます。

募金支払方法

クレジットカード、PayPay、コンビニ決済、ペイジー（インターネットバンキング、ATM）、携帯決済、口座振替に対応しています。



共同募金のあれこれ

Q1 共同募金は何のためにあるの？

共同募金は、当初は戦後の福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきました。その後も民間の社会福祉事業の推進のために活用されてきました。現在では、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む、民間団体を支援するしくみとして、住民主体の運動を進めています。

Q2 共同募金は何に使われているの？

共同募金の80%は、募金をいただいた各市町で使われています。残りの20%は、市町を超えた広域的な活動のために、三重県内で使われています。また、募金の一部は災害等準備金として、災害時に設置される災害ボランティアセンターへの支援に使われています。

Q3 共同募金は強制ですか？

強制ではなく任意の募金です。ただし、「どれくらい協力したらいいですか？」というご質問をいただくことがありますので、目安額をお示ししている地域もあります。あくまで目安ですので、ご協力いただける範囲でお願いします。

共同募金への寄付は、税制上の優遇措置を受けることができます

詳しくはこちら！



個人として寄付をいただく場合

確定申告をすることによって、所得税（国税）の寄付金控除対象となる上、さらに個人住民税（地方税）の寄付金控除対象となる場合もあります。

- ◆**所得税(国税の控除)** ▶▶▶▶▶▶▶ **税額控除方式、所得控除方式**のどちらかを寄付者が選択できます。
- ◆**個人住民税(地方税)の控除** ▶▶▶▶▶ 地方税である個人住民税は、国税である所得税の場合とは異なり、寄付先の共同募金会が所在する都道府県内に住所があることが必要となります。

法人として寄付をいただく場合

法人税法上の指定寄付金に位置付けられています。特定公益増進法人である社会社法人に直接寄付する場合に比べ格段の優遇措置が設けられており、寄付金は全額損金算入することができます。